

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

新	旧
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和五十七年四月一日 規則第三十二号の二</p> <p>改正 昭和五八年 四月 一日規則第 昭和五八年一〇月 四日規則第 三五号 七九号</p> <p>平成 三年 三月 五日規則第 平成二一年十二月二八日規則第 九号 八九号</p> <p>平成二二年 三月二一日規則第 平成二三年 三月 九日規則第 六四号 二〇号</p> <p>平成二三年一〇月一九日規則第 平成二五年 二月二一日規則第 一〇五号 二号</p> <p>平成二五年 八月 一日規則第 平成二七年 三月 七日規則第 一一五号 二五号</p> <p>平成一九年 三月三〇日規則第 平成一九年十二月二一日規則第 二八号 一〇九号</p> <p>平成二六年一〇月一〇日規則第 平成二七年 八月二五日規則第 五八号 五一号</p> <p>平成二八年 三月 一日規則第 四号</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和五十七年四月一日 規則第三十二号の二</p> <p>改正 昭和五八年 四月 一日規則第 昭和五八年一〇月 四日規則第 三五号 七九号</p> <p>平成 三年 三月 五日規則第 平成二一年十二月二八日規則第 九号 八九号</p> <p>平成二二年 三月二一日規則第 平成二三年 三月 九日規則第 六四号 二〇号</p> <p>平成二三年一〇月一九日規則第 平成二五年 二月二一日規則第 一〇五号 二号</p> <p>平成二五年 八月 一日規則第 平成二七年 三月 七日規則第 一一五号 二五号</p> <p>平成一九年 三月三〇日規則第 平成一九年十二月二一日規則第 二八号 一〇九号</p> <p>平成二六年一〇月一〇日規則第 平成二七年 八月二五日規則第 五八号 五一号</p> <p>平成二八年 三月 一日規則第 四号</p>
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</p> <p>題名改正〔平成二六年規則五八号〕</p> <p>(趣旨)</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</p> <p>題名改正〔平成二六年規則五八号〕</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）に基づく資金の貸付けに関し、法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二六年規則五八号〕</p>	<p>第一条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）に基づく資金の貸付けに関し、法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>一部改正〔平成二六年規則五八号〕</p>
<p>第二条 削除</p> <p>〔平成二二年規則六四号〕</p> <p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p>	<p>第二条 削除</p> <p>〔平成二二年規則六四号〕</p> <p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p>
<p>第三条 法第十三条第一項及び法附則第三条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条及び第五条において「申請者」という。）</p>	<p>第三条 法第十三条第一項及び法附則第三条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条及び第五条において「申請者」という。）</p>

は、資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する児童（二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証明する書類
- 三 申請者が父母のない児童又は配偶者のない女子が現に扶養している児童であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
- 三の二 申請者が配偶者のない女子が現に扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 四 令**第八条第六項**の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
- 五 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（別記第三号様式）
- 六 母子修学資金、母子修業資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書（別記第四号様式）
- 七 母子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書（別記第五号様式）
- 八 母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書（別記第六号様式）又は採用通知書
- 九 母子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書（別記第七号様式）
- 十 母子医療介護資金のうち、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する保険給付に係るサービス（以下「介護」という。）を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十一 失業している期間中の母子生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十二 母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書（別記第八号様式）及び平面図
- 十三 母子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し

は、資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する児童（二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であることを証明する書類
- 三 申請者が父母のない児童又は配偶者のない女子が現に扶養している児童であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
- 三の二 申請者が配偶者のない女子が現に扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 四 令**第八条第五項**の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
- 五 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書（別記第三号様式）
- 六 母子修学資金、母子修業資金又は母子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書（別記第四号様式）
- 七 母子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書（別記第五号様式）
- 八 母子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書（別記第六号様式）又は採用通知書
- 九 母子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書（別記第七号様式）
- 十 母子医療介護資金のうち、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する保険給付に係るサービス（以下「介護」という。）を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十一 失業している期間中の母子生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十二 母子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書（別記第八号様式）及び平面図
- 十三 母子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し

十四 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成二二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

第四条 法第十四条の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、資金団体貸付申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書及び定款
- 二 当該母子・父子福祉団体の行う全事業についての前会計年度に係る収支計算書
- 三 当該母子・父子福祉団体が法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体であることを証明する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成一五年規則一一五号・一七年二五号・二六年五八号〕
(貸付けの決定等及び通知)

第五条 知事は、第三条又は前条の規定による貸付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、貸付けを決定したときは資金貸付決定通知書（別記第十二号様式）により、貸付けない旨を決定したときは資金貸付不承認決定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ申請者又は母子・父子福祉団体に通知するものとする。

一部改正〔平成二六年規則五八号〕

(借用書の提出)

第六条 前条の規定により資金貸付決定通知書を受けた者は、速やかに資金借用書（別記第十四号様式）にその者及びその保証人の印鑑証明書を添付し、知事に提出しなければならない。

(届出)

第七条 母子福祉資金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知事に届け出なければならない。

- 一 借主、令第九条第三項の規定により連帯債務を負担する者（以下「連帯借主」という。）又は保証人が氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届（別記第十五号様式）
- 二 保証人を変更したとき 資金借受保証人変更届（別記第十六号様式）及び新たな保証人の印鑑証明書
- 三 母子修学資金の貸付けを受けて修学している者が転校したとき 転校届

十四 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成二二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

第四条 法第十四条の規定により資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、資金団体貸付申請書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 当該母子・父子福祉団体の登記事項証明書及び定款
- 二 当該母子・父子福祉団体の行う全事業についての前会計年度に係る収支計算書
- 三 当該母子・父子福祉団体が法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体であることを証明する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成一五年規則一一五号・一七年二五号・二六年五八号〕
(貸付けの決定等及び通知)

第五条 知事は、第三条又は前条の規定による貸付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、貸付けを決定したときは資金貸付決定通知書（別記第十二号様式）により、貸付けない旨を決定したときは資金貸付不承認決定通知書（別記第十三号様式）により、それぞれ申請者又は母子・父子福祉団体に通知するものとする。

一部改正〔平成二六年規則五八号〕

(借用書の提出)

第六条 前条の規定により資金貸付決定通知書を受けた者は、速やかに資金借用書（別記第十四号様式）にその者及びその保証人の印鑑証明書を添付し、知事に提出しなければならない。

(届出)

第七条 母子福祉資金の貸付けを受けた者（以下「借主」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知事に届け出なければならない。

- 一 借主、令第九条第三項の規定により連帯債務を負担する者（以下「連帯借主」という。）又は保証人が氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届（別記第十五号様式）
- 二 保証人を変更したとき 資金借受保証人変更届（別記第十六号様式）及び新たな保証人の印鑑証明書
- 三 母子修学資金の貸付けを受けて修学している者が転校したとき 転校届

(別記第十七号様式)

2 法第十四条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知事に届け出なければならない。

一 名称又は所在地を変更したとき 名称(所在地)変更届(別記第十八号様式)

二 理事に変更のあつたとき 理事変更届(別記第十九号様式)

三 令第十五条第一項第三号の規定による知事の承認を受けようとするとき 事業収益使用承認申請書(別記第二十号様式)

四 令第十六条第三号から第五号までの規定に該当するとき 資金の借受けに関する事情の変更届(別記第二十一号様式)

一部改正〔平成一五年規則一一五号・二六年五八号〕

第八条 借主は、母子修学資金の貸付けにより修学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに休(復)学届(別記第二十二号様式)により知事に届け出なければならない。

2 借主は、令第十二条の規定により貸付けが将来に向かつてやめられるべき事由が発生したときは、速やかに資金資格喪失届(別記第二十三号様式)により知事に届け出なければならない。この場合において、当該事由が借主の死亡によるときは、同居の親族又は保証人(連帯借主がいる場合は、当該連帯借主)が資金に係る死亡届(別記第二十四号様式)により届け出るものとする。

一部改正〔平成一五年規則二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

(貸付けの継続、増額又は期間延長の申請等)

第九条 法第十三条第三項の規定により引き続き母子修学資金及び母子修業資金の貸付けを受けようとする者は、資金継続貸付申請書(別記第二十五号様式)により知事に申請しなければならない。

2 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額又は貸付期間が令第七条第三号から第五号まで及び第八号に規定する限度に満たない場合において増額又は貸付期間の延長を必要とする理由が生じたときは、その限度内において、資金増額貸付申請書(別記第二十六号様式)又は資金貸付期間延長申請書(別記第二十七号様式)により将来にわたつて知事に貸付金の増額又は貸付期間の延長を申請することができる。

(別記第十七号様式)

2 法第十四条の規定により母子福祉資金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める書類により知事に届け出なければならない。

一 名称又は所在地を変更したとき 名称(所在地)変更届(別記第十八号様式)

二 理事に変更のあつたとき 理事変更届(別記第十九号様式)

三 令第十五条第一項第三号の規定による知事の承認を受けようとするとき 事業収益使用承認申請書(別記第二十号様式)

四 令第十六条第三号から第五号までの規定に該当するとき 資金の借受けに関する事情の変更届(別記第二十一号様式)

一部改正〔平成一五年規則一一五号・二六年五八号〕

第八条 借主は、母子修学資金の貸付けにより修学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに休(復)学届(別記第二十二号様式)により知事に届け出なければならない。

2 借主は、令第十二条の規定により貸付けが将来に向かつてやめられるべき事由が発生したときは、速やかに資金資格喪失届(別記第二十三号様式)により知事に届け出なければならない。この場合において、当該事由が借主の死亡によるときは、同居の親族又は保証人(連帯借主がいる場合は、当該連帯借主)が資金に係る死亡届(別記第二十四号様式)により届け出るものとする。

一部改正〔平成一五年規則二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

(貸付けの継続、増額又は期間延長の申請等)

第九条 法第十三条第三項の規定により引き続き母子修学資金及び母子修業資金の貸付けを受けようとする者は、資金継続貸付申請書(別記第二十五号様式)により知事に申請しなければならない。

2 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額又は貸付期間が令第七条第三号から第五号まで及び第八号に規定する限度に満たない場合において増額又は貸付期間の延長を必要とする理由が生じたときは、その限度内において、資金増額貸付申請書(別記第二十六号様式)又は資金貸付期間延長申請書(別記第二十七号様式)により将来にわたつて知事に貸付金の増額又は貸付期間の延長を申請することができる。

3 知事は、前各項に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、資金の継続貸付け、増額貸付け又は貸付期間の延長の可否を決定し、資金継続（増額・期間延長）決定（不承認決定）通知書（別記第二十八号様式）により当該申請書に係る申請をした者に通知するものとする。

4 第六条の規定は、前項の規定により決定した旨の通知を受けた者に準用する。

一部改正〔平成二二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

（貸付金の辞退又は減額の申出）

第十条 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、資金貸付辞退（減額）申出書（別記第二十九号様式）により将来に向つて貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。

一部改正〔平成一五年規則二号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

（償還金の免除等）

第十一条 法第十五条第一項の規定による貸付金の償還の免除又は令第十九条第一項若しくは児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号。以下「平成十四年改正令」という。）附則第四条第八項の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、資金償還免除申請書（別記第三十号様式）又は資金償還金支払猶予申請書（別記第三十一号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則三五号・平成二二年六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号〕

（償還方法の変更の申請）

第十二条 借主は、貸付金の償還方法を変更する必要があるときは、令第八条第一項から第三項まで又は平成十四年改正令附則第四条第三項に規定するところにより、償還方法の変更を申請することができる。

2 前項の規定により償還方法を変更しようとする借主は、資金償還方法変更承認申請書（別記第三十二号様式）により知事に申請しなければならない。

一部改正〔平成一五年規則二号・一一五号〕

（事業成績の報告）

第十三条 知事は、必要と認めたときは、借主に対し、資金の貸付けの対象となつた事業に関する状況について報告を求めることができる。

（父子福祉資金の貸付けの申請）

3 知事は、前各項に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、資金の継続貸付け、増額貸付け又は貸付期間の延長の可否を決定し、資金継続（増額・期間延長）決定（不承認決定）通知書（別記第二十八号様式）により当該申請書に係る申請をした者に通知するものとする。

4 第六条の規定は、前項の規定により決定した旨の通知を受けた者に準用する。

一部改正〔平成二二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

（貸付金の辞退又は減額の申出）

第十条 現に母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金の貸付けを受けている者は、資金貸付辞退（減額）申出書（別記第二十九号様式）により将来に向つて貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。

一部改正〔平成一五年規則二号・一九年一〇九号・二六年五八号〕

（償還金の免除等）

第十一条 法第十五条第一項の規定による貸付金の償還の免除又は令第十九条第一項若しくは児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号。以下「平成十四年改正令」という。）附則第四条第八項の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、資金償還免除申請書（別記第三十号様式）又は資金償還金支払猶予申請書（別記第三十一号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則三五号・平成二二年六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号〕

（償還方法の変更の申請）

第十二条 借主は、貸付金の償還方法を変更する必要があるときは、令第八条第一項から第三項まで又は平成十四年改正令附則第四条第三項に規定するところにより、償還方法の変更を申請することができる。

2 前項の規定により償還方法を変更しようとする借主は、資金償還方法変更承認申請書（別記第三十二号様式）により知事に申請しなければならない。

一部改正〔平成一五年規則二号・一一五号〕

（事業成績の報告）

第十三条 知事は、必要と認めたときは、借主に対し、資金の貸付けの対象となつた事業に関する状況について報告を求めることができる。

（父子福祉資金の貸付けの申請）

第十三条の二 法第三十一条の六第一項の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する児童（二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第二項に規定する配偶者のない男子であることを証明する書類
- 三 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している児童であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
- 四 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 五 令第三十一条の六第六項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
- 六 父子事業開始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- 七 父子修学資金、父子修業資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書
- 八 父子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又は採用通知書
- 十 父子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書
- 十一 父子医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の父子生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十三 父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書及び平面図
- 十四 父子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し
- 十五 その他知事が必要と認める書類

第十三条の二 法第三十一条の六第一項の規定により父子福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する児童（二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第二項に規定する配偶者のない男子であることを証明する書類
- 三 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している児童であるときは、そのことを証明する書類及び法定代理人の承諾書
- 四 申請者が配偶者のない男子が現に扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 五 令第三十一条の六第五項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、市町村長の発行する災害を受けたことを証明する書類
- 六 父子事業開始資金又は父子事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- 七 父子修学資金、父子修業資金又は父子就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書
- 八 父子技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 父子就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又は採用通知書
- 十 父子医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書
- 十一 父子医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の父子生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十三 父子住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書及び平面図
- 十四 父子転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し
- 十五 その他知事が必要と認める書類

追加〔平成二六年規則五八号〕

(準用規定)

第十三条の三 第四条から第十三条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条及び第七 条第二項	法第十四条	法第三十一条の六第四項 において準用する法第十 四条
第七条第二項第 三号	令第十五条第一項第三号	令第三十一条の七におい て準用する令第十五条第 一項第三号
第七条第二項第 四号	令第十六条第三号から第五 号まで	令第三十一条の七におい て準用する令第十六条第 三号から第五号まで
第八条第二項	令第十二条	令第三十一条の七におい て準用する令第十二条
第九条第一項	法第十三条第三項	法第三十一条の六第三項
第九条第二項	令第七条第三号から第五号 まで及び第八号	令第三十一条の五第三号 から第五号まで及び第八 号
第十一条	法第十五条第一項 令第十九条第一項若しくは 児童扶養手当法施行令及び 母子及び寡婦福祉法施行令 の一部を改正する政令(平 成十四年政令第二百七号。 以下「平成十四年改正令」 という。)附則第四条第八 項	法第三十一条の六第五項 において準用する法第十 五条第一項 令第三十一条の七におい て準用する令第十九条第 一項
第十二条第一項	令第八条第一項から第三項 まで又は平成十四年改正令 附則第四条第三項	令第三十一条の六第一項 から第三項まで

追加〔平成二六年規則五八号〕

(準用規定)

第十三条の三 第四条から第十三条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条及び第七 条第二項	法第十四条	法第三十一条の六第四項 において準用する法第十 四条
第七条第二項第 三号	令第十五条第一項第三号	令第三十一条の七におい て準用する令第十五条第 一項第三号
第七条第二項第 四号	令第十六条第三号から第五 号まで	令第三十一条の七におい て準用する令第十六条第 三号から第五号まで
第八条第二項	令第十二条	令第三十一条の七におい て準用する令第十二条
第九条第一項	法第十三条第三項	法第三十一条の六第三項
第九条第二項	令第七条第三号から第五号 まで及び第八号	令第三十一条の五第三号 から第五号まで及び第八 号
第十一条	法第十五条第一項 令第十九条第一項若しくは 児童扶養手当法施行令及び 母子及び寡婦福祉法施行令 の一部を改正する政令(平 成十四年政令第二百七号。 以下「平成十四年改正令」 という。)附則第四条第八 項	法第三十一条の六第五項 において準用する法第十 五条第一項 令第三十一条の七におい て準用する令第十九条第 一項
第十二条第一項	令第八条第一項から第三項 まで又は平成十四年改正令 附則第四条第三項	令第三十一条の六第一項 から第三項まで

追加〔平成二六年規則五八号〕

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第十四条 法第三十二条第一項及び法附則第六条の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する二十歳以上である子その他これに準ずる者に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第四項に規定する寡婦又は法第三十二条第一項に規定する寡婦が扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 三 申請者が法第三十二条第三項に規定する寡婦であるときは、所得を証明する書類
- 四 申請者が四十歳以上の配偶者のない女子であつて児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）であるときは、そのことを証明する書類
- 五 令第三十七条第六項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、災害証明書
- 六 寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- 七 寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書
- 八 寡婦技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 寡婦就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又は採用通知書
- 十 寡婦医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書
- 十一 寡婦医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の寡婦生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十三 寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書

追加〔平成二六年規則五八号〕

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第十四条 法第三十二条第一項及び法附則第六条の規定により寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請者及び申請者の扶養する二十歳以上である子その他これに準ずる者に関する戸籍の謄本又は抄本
- 二 申請者が法第六条第四項に規定する寡婦又は法第三十二条第一項に規定する寡婦が扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者であるときは、そのことを証明する書類
- 三 申請者が法第三十二条第三項に規定する寡婦であるときは、所得を証明する書類
- 四 申請者が四十歳以上の配偶者のない女子であつて児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）であるときは、そのことを証明する書類
- 五 令第三十七条第五項の規定により据置期間の延長の特例を受けようとするときは、災害証明書
- 六 寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、事業計画書
- 七 寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金の貸付けを受けようとするときは、修学（修業）先調書
- 八 寡婦技能習得資金の貸付けを受けようとするときは、技能習得先調書
- 九 寡婦就職支度資金の貸付けを受けようとするときは、就職決定見込書又は採用通知書
- 十 寡婦医療介護資金のうち、医療を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、医師又は歯科医師の発行する所要経費見込額を併せて記載した診断書
- 十一 寡婦医療介護資金のうち、介護を受けるのに必要な資金の貸付けを受けようとするときは、当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類
- 十二 失業している期間中の寡婦生活資金の貸付けを受けようとするときは、公共職業安定所長が交付する受給資格者証の写し（受給資格者証の交付を受けていない場合にあつては、失業者であることが確認できる書類）
- 十三 寡婦住宅資金の貸付けを受けようとするときは、住宅に関する計画書

及び平面図

十四 寡婦転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し

十五 寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、媒しやく人の氏名及び結婚式場等を記載した書類

十六 その他知事が必要と認める書類

一部改正（平成二二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五年一一五号・二六年五八号）

（準用規定）

第十五条 第四条から第十三条までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条及び第七 条第二項	法第十四条	法第三十二条第四項において準用する法第十四条
第七条第二項第 三号	令第十五条第 一項第三号	令第三十八条において準用する令第十五条第一項第三号
第七条第二項第 四号	令第十六条第 三号から第五 号まで	令第三十八条において準用する令第十六条第三号から第五号まで
第八条第二項	令第十二条	令第三十八条において準用する令第十二条（第二項第二号及び第三項を除く。）
第九条第一項	法第十三条第 三項	法第三十二条第二項
第九条第二項	令第七条第三 号から第五号 まで及び第八 号	令第三十六条第三号から第五号まで及び第八号
第十一条	法第十五条第 一項	法第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項
	令第十九条第 一項若しくは 児童扶養手当 法施行令及び	令第三十八条において準用する令第十九条第一項

及び平面図

十四 寡婦転宅資金の貸付けを受けようとするときは、賃貸借契約書又は使用承認書の写し

十五 寡婦結婚資金の貸付けを受けようとするときは、媒しやく人の氏名及び結婚式場等を記載した書類

十六 その他知事が必要と認める書類

一部改正（平成二二年規則六四号・一三年二〇号・一〇五号・一五年一一五号・二六年五八号）

（準用規定）

第十五条 第四条から第十三条までの規定は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条及び第七 条第二項	法第十四条	法第三十二条第四項において準用する法第十四条
第七条第二項第 三号	令第十五条第 一項第三号	令第三十八条において準用する令第十五条第一項第三号
第七条第二項第 四号	令第十六条第 三号から第五 号まで	令第三十八条において準用する令第十六条第三号から第五号まで
第八条第二項	令第十二条	令第三十八条において準用する令第十二条（第二項第二号及び第三項を除く。）
第九条第一項	法第十三条第 三項	法第三十二条第二項
第九条第二項	令第七条第三 号から第五号 まで及び第八 号	令第三十六条第三号から第五号まで及び第八号
第十一条	法第十五条第 一項	法第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項
	令第十九条第 一項若しくは 児童扶養手当 法施行令及び	令第三十八条において準用する令第十九条第一項

	母子及び寡婦 福祉法施行令 の一部を改正 する政令(平成 十四年政令第 二百七号。以下 「平成十四年 改正令」とい う。) 附則第四 条第八項	
第十二条第一項	令第八条第一 項から第三項 まで又は平成 十四年改正令 附則第四条第 三項	令第三十七条第一項から第三項まで

一部改正(平成十二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号)

(償還に関する事務)

第十六条 知事は、資金貸付台帳を作成するとともに、当該資金貸付台帳に基づき、資金の償還に関する事務を行わなければならない。

一部改正(平成十二年規則六四号・一五年一一五号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県母子福祉法施行細則の廃止)

2 千葉県母子福祉法施行細則(昭和四十年千葉県規則第四十七号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により行われた母子福祉資金に関する決定、手続その他の行為及び千葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則を廃止する規則(昭和五十七年千葉県規則第十九号)による廃止前の千葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十四年千葉県規則第八十一号)の規定により行われた寡婦福祉資金に関する決定、手続その他の行為は、この規則の相

	母子及び寡婦 福祉法施行令 の一部を改正 する政令(平成 十四年政令第 二百七号。以下 「平成十四年 改正令」とい う。) 附則第四 条第八項	
第十二条第一項	令第八条第一 項から第三項 まで又は平成 十四年改正令 附則第四条第 三項	令第三十七条第一項から第三項まで

一部改正(平成十二年規則六四号・一五年二号・一一五号・一九年一〇九号・二六年五八号)

(償還に関する事務)

第十六条 知事は、資金貸付台帳を作成するとともに、当該資金貸付台帳に基づき、資金の償還に関する事務を行わなければならない。

一部改正(平成十二年規則六四号・一五年一一五号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(千葉県母子福祉法施行細則の廃止)

2 千葉県母子福祉法施行細則(昭和四十年千葉県規則第四十七号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により行われた母子福祉資金に関する決定、手続その他の行為及び千葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則を廃止する規則(昭和五十七年千葉県規則第十九号)による廃止前の千葉県寡婦福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十四年千葉県規則第八十一号)の規定により行われた寡婦福祉資金に関する決定、手続その他の行為は、この規則の相

当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十八年四月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年十月四日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月五日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第六十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月九日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年十月十九日規則第五百五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年二月二十一日規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十五年八月一日規則第百十五号)

(施行期日)

当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (昭和五十八年四月一日規則第三十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年十月四日規則第七十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月五日規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年十二月二十八日規則第八十九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第六十四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十三年三月九日規則第二十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年十月十九日規則第五百五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年二月二十一日規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十五年八月一日規則第百十五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十八号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十九年十二月二十一日規則第百九号)
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年十月十日規則第五十八号)
(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十七年八月二十五日規則第五十一号)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十八号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成十九年十二月二十一日規則第百九号)
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年十月十日規則第五十八号)
(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十月十四日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十七年八月二十五日規則第五十一号)

(施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 2 この規則の施行前に、改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月一日規則第四号)

(施行期日)
 1 この規則は、平成二十八年三月二日から施行する。

(経過措置)
 2 この規則の施行前に、改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記
 第一号様式
 (第三条)
 一部改正〔平成12年規則64号・15年2号・115号・19年109号・28年4号〕

第二号様式 削除
 (平成12年規則64号)

第三号様式
 (第三条第五号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号・26年58号〕

第四号様式
 (第三条第六号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号〕

第五号様式
 (第三条第七号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号〕

第六号様式
 (第三条第八号)
 一部改正〔平成12年規則64号〕

第七号様式
 (第三条第九号)

(施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 2 この規則の施行前に、改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十八年三月一日規則第四号)

(施行期日)
 1 この規則は、平成二十八年三月二日から施行する。

(経過措置)
 2 この規則の施行前に、改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別 記
 第一号様式
 (第三条)
 一部改正〔平成12年規則64号・15年2号・115号・19年109号・28年4号〕

第二号様式 削除
 (平成12年規則64号)

第三号様式
 (第三条第五号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号・26年58号〕

第四号様式
 (第三条第六号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号〕

第五号様式
 (第三条第七号)
 一部改正〔平成11年規則89号・12年64号〕

第六号様式
 (第三条第八号)
 一部改正〔平成12年規則64号〕

第七号様式
 (第三条第九号)

第八号様式
（第三条第十二号）
一部改正〔平成12年規則64号・19年28号〕

第九号様式及び第十号様式
削除〔平成12年規則64号〕

第十一号様式
（第四条）
一部改正〔平成26年規則58号〕

第十二号様式
（第五条）
全部改正〔平成3年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則64号・15年2号・115号・19年109号・27年51号〕

第十三号様式
（第五条）

第十四号様式
（第六条）
全部改正〔平成15年規則115号〕

第十五号様式
（第七条第一項第一号）
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十六号様式
（第七条第一項第二号）
一部改正〔平成26年規則58号〕

第十七号様式
（第七条第一項第三号）
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十八号様式
（第七条第二項第一号）

第十九号様式
（第七条第二項第二号）

第二十号様式
（第七条第二項第三号）

第二十一号様式

第八号様式
（第三条第十二号）
一部改正〔平成12年規則64号・19年28号〕

第九号様式及び第十号様式
削除〔平成12年規則64号〕

第十一号様式
（第四条）
一部改正〔平成26年規則58号〕

第十二号様式
（第五条）
全部改正〔平成3年規則9号〕、一部改正〔平成12年規則64号・15年2号・115号・19年109号・27年51号〕

第十三号様式
（第五条）

第十四号様式
（第六条）
全部改正〔平成15年規則115号〕

第十五号様式
（第七条第一項第一号）
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十六号様式
（第七条第一項第二号）
一部改正〔平成26年規則58号〕

第十七号様式
（第七条第一項第三号）
一部改正〔平成11年規則89号〕

第十八号様式
（第七条第二項第一号）

第十九号様式
（第七条第二項第二号）

第二十号様式
（第七条第二項第三号）

第二十一号様式

(第七条第二項第四号)
第二十二号様式
(第八条第一項)
一部改正〔平成二年規則89号〕
第二十三号様式
(第八条第二項)
第二十四号様式
(第八条第二項)
第二十五号様式
(第九条第一項)
第二十六号様式
(第九条第二項)
第二十七号様式
(第九条第二項)
第二十八号様式
(第九条第三項)
一部改正〔平成12年規則64号〕
第二十九号様式
(第十条)
第三十号様式
(第十一条)
一部改正〔平成二年規則89号・12年64号〕
第三十一号様式
(第十一条)
一部改正〔平成二年規則89号・12年64号〕
第三十二号様式
(第十二条第二項)

(第七条第二項第四号)
第二十二号様式
(第八条第一項)
一部改正〔平成二年規則89号〕
第二十三号様式
(第八条第二項)
第二十四号様式
(第八条第二項)
第二十五号様式
(第九条第一項)
第二十六号様式
(第九条第二項)
第二十七号様式
(第九条第二項)
第二十八号様式
(第九条第三項)
一部改正〔平成12年規則64号〕
第二十九号様式
(第十条)
第三十号様式
(第十一条)
一部改正〔平成二年規則89号・12年64号〕
第三十一号様式
(第十一条)
一部改正〔平成二年規則89号・12年64号〕
第三十二号様式
(第十二条第二項)

第一号様式（第三条）

(新)

資金貸付申請書

※市福祉事務所コード		千 葉 県		※受付年月日及び番号		※貸付決定年月日及び番号		取扱者	
※貸付種別コード		貸付資金の種類		資 金		※貸付資金の種類		資 金	
※修学職種		※世帯		申 込 金 額		円(月額 円)		決	
銀行名		貸付期間		年 月 から		年 月 まで		(年 月 間)	
※コード		※修学職種		※世帯		※貸付期間			
預金種別		据 置 期 間		年 月		※据 置 期 間			
預金口座番号		償 還 方 法 及 び 期 間		1年賦 2半年賦 3月賦 年 月		定		※償還方法及び期間	
郵便番号		申 請 者		フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名	
※市区町村コード		配 偶 者 の 状 況		(氏名) (法律婚、事実婚の別)		(職業) (死亡、離婚、遺棄、海外在留、)		(法令拘禁、精神身体障害等の別)	
		家庭の状況		続柄 氏名 年齢 職業 収入					
		保証人の状況		(氏名)(生年月日) 年 月 日(申請者との関係)		(住所)		(職業) (収入) 円 (主な資産 円) (主な負債 円)	
		貸付けを受けようとする事由							
		返済の財源							
		現在の事業又は借入れ後の事業計画		(種類) (経験年数)		(内容)			

第一号様式（第三条）

(旧)

資金貸付申請書

※市福祉事務所コード		千 葉 県		※受付年月日及び番号		※貸付決定年月日及び番号		取扱者	
※貸付種別コード		貸付資金の種類		資 金		※貸付資金の種類		資 金	
※修学職種		※世帯		申 込 金 額		円(月額 円)		決	
銀行名		貸付期間		年 月 から		年 月 まで		(年 月 間)	
※コード		※修学職種		※世帯		※貸付期間			
預金種別		据 置 期 間		年 月		※据 置 期 間			
預金口座番号		償 還 方 法 及 び 期 間		1年賦 2半年賦 3月賦 年 月		定		※償還方法及び期間	
郵便番号		申 請 者		フリガナ氏名		フリガナ氏名		フリガナ氏名	
※市区町村コード		配 偶 者 の 状 況		(氏名) (法律婚、事実婚の別)		(職業) (死亡、離婚、遺棄、海外在留、)		(法令拘禁、精神身体障害等の別)	
		家庭の状況		続柄 氏名 年齢 職業 収入					
		保証人の状況		(氏名)(生年月日) 年 月 日(申請者との関係)		(住所)		(職業) (収入) 円 (主な資産 円) (主な負債 円)	
		貸付けを受けようとする事由							
		返済の財源							
		現在の事業又は借入れ後の事業計画		(種類) (経験年数)		(内容)			

(新)

第一号様式 (第三条)

他の借入金の状況	借入金の種類	
	借入金額	
	借入年月日	
	償還金 (1年間の元金÷12)	
	未償還元金	
	償還完了予定 年月日	
	金融機関等の名称	
	<p>資金を借りたいので、関係書類を添え上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">貸付申請者 ㊦</p> <p style="text-align: right;">連帯債務者 ㊦</p> <p>上記の借入れについて、連帯して債務を負担することを約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊦</p> <p style="text-align: center;">様</p>	

注

- ※印欄には記入する必要はないこと。
- 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 貸付期間欄には、修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で囲み償還期間を記入すること。
- 連帯債務者欄には、修学資金、修業資金、就学支度資金又は児童の就職支度のための就職支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 家庭の状況欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 貸付けを受けようとする事由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 現在の事業又は借入れ後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 他の借入金の状況欄には、他の金融機関等からの借入金及びこの法律による貸付金の借入状況を記入すること。
- この申請書には、戸籍謄本その他必要な書類を添付すること。

(旧)

第一号様式 (第三条)

他の借入金の状況	借入金の種類	
	借入金額	
	借入年月日	
	償還金 (1年間の元金÷12)	
	未償還元金	
	償還完了予定 年月日	
	金融機関等の名称	
	<p>資金を借りたいので、関係書類を添え上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">貸付申請者 ㊦</p> <p style="text-align: right;">連帯債務者 ㊦</p> <p>上記の借入れについて、連帯して債務を負担することを約します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊦</p> <p style="text-align: center;">様</p>	

注

- ※印欄には記入する必要はないこと。
- 貸付金の種類欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 貸付期間欄には、修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 償還方法及び期間欄は、年賦、半年賦、月賦の方法について希望するものを○で囲み償還期間を記入すること。
- 連帯債務者欄には、修学資金、修業資金、就学支度資金又は児童の就職支度のための就職支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。
- 家庭の状況欄には、申請者及び申請者が現に扶養している児童その他の家族について記入すること。
- 貸付けを受けようとする事由欄には、その理由をなるべく具体的に記入すること。
- 現在の事業又は借入れ後の事業計画欄には、その概要を記入すること。
- 他の借入金の状況欄には、他の金融機関等からの借入金及びこの法律による貸付金の借入状況を記入すること。
- この申請書には、戸籍謄本その他必要な書類を添付すること。

(新)

第十二号様式 (第五条)

資金貸付決定通知書

住所

氏名
氏名 様

さきに申請のあつた 福祉資金は、下記のとおり貸し付けることに決定しました。

同封の借用書用紙に必要事項を記入押印し、印鑑証明書を添えて 月 日までに、貸付申請書を提出した市福祉事務所又は町村役場へ提出してください。既に印鑑証明書を提出してある場合は、印鑑証明書を提出する必要はありません。

年 月 日

職氏名 印

記

1 貸付番号

2 貸付資金の種類

3 貸付金額 円

4 貸付期間・月額

5 貸付方法

借用書が期限までに提出されると、 分から 分までを 月 日にあなたが申請した金融機関の口座へ振り込みます。

期限までに提出されなかつたときは、提出日から起算して20日目をめどに振り込みます。

その後の貸付金は、6箇月分をまとめて、4月分から9月分までの6箇月分については4月10日に、10月分から翌年3月分までの6箇月分については10月1日に振り込みます。また、あらためて振替済の通知はしませんので、振り込まれたか否かは直接金融機関に確認してください。

6 償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

(旧)

第十二号様式 (第五条)

資金貸付決定通知書

住所

氏名
氏名 様

さきに申請のあつた 福祉資金は、下記のとおり貸し付けることに決定しました。

同封の借用書用紙に必要事項を記入押印し、印鑑証明書を添えて 月 日までに、貸付申請書を提出した市福祉事務所又は町村役場へ提出してください。既に印鑑証明書を提出してある場合は、印鑑証明書を提出する必要はありません。

年 月 日

職氏名 印

記

1 貸付番号

2 貸付資金の種類

3 貸付金額 円

4 貸付期間・月額

5 貸付方法

借用書が期限までに提出されると、 分から 分までを 月 日にあなたが申請した金融機関の口座へ振り込みます。

期限までに提出されなかつたときは、提出日から起算して20日目をめどに振り込みます。

その後の貸付金は、6箇月分をまとめて、4月分から9月分までの6箇月分については4月10日に、10月分から翌年3月分までの6箇月分については10月1日に振り込みます。また、あらためて振替済の通知はしませんので、振り込まれたか否かは直接金融機関に確認してください。

6 償還期間

年 月 日から 年 月 日まで

(新)

第十二号様式（第五条）

7 償還方法

償還期間中は、毎月末日までに 円ずつ償還すること。

償還金は、毎月8日をめどに知事が送付する納入通知書又は口座振替により指定金融機関等に納付すること。

8 貸付金の振込日及び償還金の納付期限の特例

5の貸付金の振込日及び7の償還金の納付期限が銀行の休日に当たる場合は、その日後において最も近い銀行の休日でない日を貸付金の振込日又は償還金の納付期限とします。

9 この決定通知書発行の日から起算して2箇月を経過した日又は3月25日のいずれか近い日までに借入書が提出されないときは、この決定を取り消します。

10 偽りの申請をしたことが判明したとき。

(1) 貸付前であるときは、この決定を取り消す。

(2) 貸付後であるときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。

11 貸付金が不用になったときは、速やかに申し出てください。

12 貸付金を貸付けの目的以外に使ったときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。

13 修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金の場合

(1) この貸付けにより修学、修業又は技能習得をしている者が、それをやめたとき又はやめることに決めたときは、速やかに文書により届け出てください。

(2) 届出があつたときは、その後に貸す予定であつた貸付けは停止し、償還方法を改めることとなります。

(3) 修学、修業又は技能習得をやめた後1箇月以内に文書による届出がなかつたときは、その後の貸付けは停止し、貸付金全額を10日以内に支払うよう知事が請求することがあります。請求のあつたときは、それに従い償還してください。納付期限までに納付しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。

14 償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以内に支払うよう請求することがあります。この納付期限までに納付しないときは、年利3パーセントの違約金を加算します。

(旧)

第十二号様式（第五条）

7 償還方法

償還期間中は、毎月末日までに 円ずつ償還すること。

償還金は、毎月8日をめどに知事が送付する納入通知書又は口座振替により指定金融機関等に納付すること。

8 貸付金の振込日及び償還金の納付期限の特例

5の貸付金の振込日及び7の償還金の納付期限が銀行の休日に当たる場合は、その日後において最も近い銀行の休日でない日を貸付金の振込日又は償還金の納付期限とします。

9 この決定通知書発行の日から起算して2箇月を経過した日又は3月25日のいずれか近い日までに借入書が提出されないときは、この決定を取り消します。

10 偽りの申請をしたことが判明したとき。

(1) 貸付前であるときは、この決定を取り消す。

(2) 貸付後であるときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。

11 貸付金が不用になったときは、速やかに申し出てください。

12 貸付金を貸付けの目的以外に使ったときは、知事の請求により10日以内に全額を償還すること。期限までに償還しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。

13 修学資金、修業資金、技能習得資金又は生活資金の場合

(1) この貸付けにより修学、修業又は技能習得をしている者が、それをやめたとき又はやめることに決めたときは、速やかに文書により届け出てください。

(2) 届出があつたときは、その後に貸す予定であつた貸付けは停止し、償還方法を改めることとなります。

(3) 修学、修業又は技能習得をやめた後1箇月以内に文書による届出がなかつたときは、その後の貸付けは停止し、貸付金全額を10日以内に支払うよう知事が請求することがあります。請求のあつたときは、それに従い償還してください。納付期限までに納付しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。

14 償還金を納付期限後6箇月以内に納付しないときは、知事は貸付金の全額を10日以内に支払うよう請求することがあります。この納付期限までに納付しないときは、年利5パーセントの違約金を加算します。

(新)

第十二号様式（第五条）

- 15 償還金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から年利3パーセントの違約金が付きます。納入通知書を発行するのでそれにより指定金融機関等に納付してください。
- 16 連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を付けてください。
- 17 借主、連帯借主又は連帯保証人が住所を変更したときは、速やかに文書により届け出てください。

備考 この通知書は、償還が終わり借用書が返されるまで保管してください。

(旧)

第十二号様式（第五条）

- 15 償還金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から年利5パーセントの違約金が付きます。納入通知書を発行するのでそれにより指定金融機関等に納付してください。
- 16 連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を付けてください。
- 17 借主、連帯借主又は連帯保証人が住所を変更したときは、速やかに文書により届け出てください。

備考 この通知書は、償還が終わり借用書が返されるまで保管してください。

第十三号様式 (第五条) (新)

第 号
資金貸付不承認決定通知書
年 月 日
様
職氏名 印
年 月 日申請の 資金 () は、貸付不承認と決定しま
したので通知します。
(理 由)

第十三号様式 (第五条) (旧)

第 号
資金貸付不承認決定通知書
年 月 日
様
千葉県知事 印
年 月 日申請の 資金 () は、貸付不承認と決定しま
したので通知します。
(理 由)

(新)
第十四号様式 (第六条及び第九條第四項)

年 月 日

様

住 所
借 主 フリガナ
氏 名 ㊟
住 所
連帯債務者 フリガナ
氏 名 ㊟

資 金 借 用 書

次のとおり、 資金を借用しました。ついては、当該資金に係る法令及び資
金貸付決定通知書に従い、償還します。

貸付決定番号	通知区分	据置期間	年 月 日から 年 月 月まで
貸付決定年月日	年 月 日	償還期間	年 月 日から 年 月 月まで
貸付資金の種類		利 率	% (据置期間経過 後)
貸 付 金 額	円 月額 (円)	償還方法	償還回数 回 (毎回 円)
貸 付 期 間	年 月 ~ 年 月		

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

住 所
連帯保証人 フリガナ
氏 名 ㊟

注 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(旧)
第十四号様式 (第六条)

年 月 日

様

住 所
借 主 フリガナ
氏 名 ㊟
住 所
連帯債務者 フリガナ
氏 名 ㊟

資 金 借 用 書

次のとおり、 資金を借用しました。ついては、当該資金に係る法令に従
い、償還します。

貸付決定番号	通知区分	据置期間	年 月 日から 年 月 月まで
貸付決定年月日	年 月 日	償還期間	年 月 日から 年 月 月まで
貸付資金の種類		利 率	% (据置期間経過 後)
貸 付 金 額	円 月額 (円)	償還方法	償還回数 回 (毎回 円)
貸 付 期 間	年 月 ~ 年 月		

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。

年 月 日

住 所
連帯保証人 フリガナ
氏 名 ㊟

注 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

第十八号様式 (第七条第二項第一号) (新)

名称変更届
所在地

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
名称
代表者職氏名

次のとおり名称
所在地
を変更しましたので届け出ます。

- 1 新名称
新所在地
- 2 旧名称
旧所在地
- 3 その他の事項

第十八号様式 (第七条第二項第一号) (旧)

名称変更届
所在地

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
名称
代表者職氏名

次のとおり名称
所在地
を変更しましたので届け出ます。

- 1 新名称
新所在地
- 2 旧名称
旧所在地
- 3 その他の事項



(新)
第十九号様式 (第七条第二項第二号)
 理 事 変 更 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
 名 称
 代表者職氏名

次のとおり理事を変更しましたので届け出ます。

新旧別	氏 名	住 所	性別	生年月日	職 業	配偶者の有無
新理事						
旧理事						
変更の理由						
変更年月日						

注 この届には、新理事の戸籍謄本を添付すること。

(旧)
第十九号様式 (第七条第二項第二号)
 理 事 変 更 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
 名 称
 代表者職氏名

次のとおり理事を変更しましたので届け出ます。

新旧別	氏 名	住 所	性別	生年月日	職 業	配偶者の有無
新理事						
旧理事						
変更の理由						
変更年月日						

注 この届には、新理事の戸籍謄本を添付すること。

(新)

第二十号様式 (第七条第二項第三号)

事業収益使用承認申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
名 称
代表者職氏名

次のとおり 年度の事業収益を貸付金の貸付けを受けた事業以外の用途に使用
したいので承認されたく申請します。

貸付 対象事業	総事業収益 (年度)	円
収益を使用 したい貸付 対象以外の	使用したい 金額	
使用計画		

注 この申請書には、当該年度の対象事業の収益を計算した書類を添付すること。

(旧)

第二十号様式 (第七条第二項第三号)

事業収益使用承認申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地
名 称
代表者職氏名

次のとおり 年度の事業収益を貸付金の貸付けを受けた事業以外の用途に使用
したいので承認されたく申請します。

貸付 対象事業	総事業収益 (年度)	円
収益を使用 したい貸付 対象以外の	使用したい 金額	
使用計画		

注 この申請書には、当該年度の対象事業の収益を計算した書類を添付すること。

(新)

第二十一号様式 (第七条第二項第四号)

資金の借受けに関する事情の変更届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり当団体に事情の変更がありましたので届け出ます。

(事情の変更内容)

(旧)

第二十一号様式 (第七条第二項第四号)

資金の借受けに関する事情の変更届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり当団体に事情の変更がありましたので届け出ます。

(事情の変更内容)

⑩

(新)

第二十三号様式 (第八条第二項)

資 金 資 格 喪 失 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所
氏 名

借主との続柄

次のとおり借主としての資格を失いましたので届け出ます。

1 借主資格喪失者 住 所
氏 名

2 資格喪失事由発生年月日
年 月 日

3 資格喪失の事由

注 借主 (又は連帯借主) の死亡によるものは、資金に係る死亡届 (別記第二十四号様式) によること。

(旧)

第二十三号様式 (第八条第二項)

資 金 資 格 喪 失 届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所
氏 名

借主との続柄

次のとおり借主としての資格を失いましたので届け出ます。

1 借主資格喪失者 住 所
氏 名

2 資格喪失事由発生年月日
年 月 日

3 資格喪失の事由

注 借主 (又は連帯借主) の死亡によるものは、資金に係る死亡届 (別記第二十四号様式) によること。

第二十四号様式（第八条第二項）

(新)

資金に係る死亡届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

借主との続柄

次のとおり 資金の借主 (連帯借主)が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 生前 住所

氏名

上記借主の債務残額については私が継承して償還に当たります。

年 月 日

債務継承者 住所

氏名

㊤

借主との続柄

注

- 1 死亡診断書又は除籍された戸籍抄本を添付すること。
- 2 死亡者が借主のときは、債務継承者の署名押印すること。

第二十四号様式（第八条第二項）

(旧)

資金に係る死亡届

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第号

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住所

氏名

㊤

借主との続柄

次のとおり 資金の借主 (連帯借主)が死亡しましたので届け出ます。

死亡者 生前 住所

氏名

上記借主の債務残額については私が継承して償還に当たります。

年 月 日

債務継承者 住所

氏名

㊤

借主との続柄

注

- 1 死亡診断書又は除籍された戸籍抄本を添付すること。
- 2 死亡者が借主のときは、債務継承者の署名押印すること。

(新)

第二十六号様式 (第九条第二項)

資金増額貸付申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借主住所
氏名 ㊤
(児童) ㊤
法定代理人住所
氏名 ㊤

次のとおり 資金を増額して借り受けたいので申請します。

- 1 増額申請金額 円 (月額 円)
- 2 増額期間 年 月 (年 月から 年 月まで)
- 3 増額を必要とする理由

上記の借入について連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人住所
氏名 ㊤

注

- 1 修学資金又は修業資金を借り受ける場合 (2の場合を除く。)、借主は母又は父と児童の2人となるものであること。
- 2 父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とするものであること。

(旧)

第二十六号様式 (第九条第二項)

資金増額貸付申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借主住所
氏名 ㊤
(児童) ㊤
法定代理人住所
氏名 ㊤

次のとおり 資金を増額して借り受けたいので申請します。

- 1 増額申請金額 円 (月額 円)
- 2 増額期間 年 月 (年 月から 年 月まで)
- 3 増額を必要とする理由

上記の借入について連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人住所
氏名 ㊤

注

- 1 修学資金又は修業資金を借り受ける場合 (2の場合を除く。)、借主は母と児童の2人となるものであること。
- 2 父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とするものであること。

第二十九号様式 (第十条) (新)

資金貸付辞退 (減額) 申出書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借 主 住 所
氏 名
連 帯 借 主(児童名)

次のとおり 資金の貸付けを辞退 (減額) したいので申し上げます。

- 1 辞退 (減額) 金額
円 (月額 円)
- 2 辞退 (減額) 期日
年 月分から
- 3 辞退 (減額) 理由

注 児童が連帯借主であるときは、借主と 児童との連名とすること。

第二十九号様式 (第十条) (旧)

資金貸付辞退 (減額) 申出書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借 主 住 所
氏 名
連 帯 借 主(児童名)

次のとおり 資金の貸付けを辞退 (減額) したいので申し上げます。

- 1 辞退 (減額) 金額
円 (月額 円)
- 2 辞退 (減額) 期日
年 月分から
- 3 辞退 (減額) 理由

注 児童が連帯借主であるときは、借主と 連署すること。



第三十号様式 (第十一号) (新)

資金償還免除申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借主住所
氏名
連帯借主(児童名)
法定代理人住所
氏名
連帯保証人住所
氏名

次のとおり 資金の償還を免除願いたく申請します。

償還免除申請金額	元金	円	利子	円	
借用金額		円	利子	円	
償還計画	方法	年	賦償還	期間	年 月から 年 月まで
償還済額		円	償還済の期間		年 月から 年 月まで
償還免除申請の理由					

注

- 1 連帯借主である児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 借主の死亡又は廃疾の状況が確認できる書類を添付すること。

第三十号様式 (第十一号) (旧)

資金償還免除申請書

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借主住所
氏名
連帯借主(児童名)
法定代理人住所
氏名
連帯保証人住所
氏名

㊟

㊟

㊟

㊟

次のとおり 資金の償還を免除願いたく申請します。

償還免除申請金額	元金	円	利子	円	
借用金額		円	利子	円	
償還計画	方法	年	賦償還	期間	年 月から 年 月まで
償還済額		円	償還済の期間		年 月から 年 月まで
償還免除申請の理由					

注

- 1 連帯借主である児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 借主の死亡又は廃疾の状況が確認できる書類を添付すること。
- 3 借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(新)

第三十一号様式 (第十一条)

資金償還金支払猶予申請書

(個人)

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借 主 住 所
氏 名
連 帯 借 主 (児童名)
法定代理人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

次のとおり 資金の償還金を支払猶予願いたく申請します。

支払猶予 申請金額	元金	円	年 月からの償還分 年 月まで
	利子	円	
支払猶予 期 間	年 月から 年 月間		
支払猶予 申請の理由			

注

- 1 連帯借主となるべき児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 児童の進学等による修学修業資金の場合は、在学証明書を添付すること。

(旧)

第三十一号様式 (第十一条)

資金償還金支払猶予申請書

(個人)

資金の種類	資金
貸付年度	年度
貸付番号	第 号

年 月 日

千葉県知事 様

借 主 住 所
氏 名
連 帯 借 主 (児童名)
法定代理人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

㊟
㊟
㊟
㊟

次のとおり 資金の償還金を支払猶予願いたく申請します。

支払猶予 申請金額	元金	円	年 月からの償還分 年 月まで
	利子	円	
支払猶予 期 間	年 月から 年 月間		
支払猶予 申請の理由			

注

- 1 連帯借主となるべき児童及び父母のない児童の場合は、法定代理人を必要とすること。
- 2 児童の進学等による修学修業資金の場合は、在学証明書を添付すること。
- 3 借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。